

## 一般会計等財務書類に係る注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ①有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については再調達原価とし、道路、河川及び水路の敷地については備忘価額 1 円としています。

##### ②無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得原価が判明しているもの 取得原価

イ 取得原価が不明なもの 再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のないもの 出資金額

##### ②出資金

ア 市場価格のないもの 出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物 3 年～50 年

イ 工作物 3 年～60 年

ウ 物品 2 年～15 年

##### ②無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

##### ③リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ①徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

##### ②賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

##### ③退職手当引当金

退職手当債務から埼玉県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち、当市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

##### ①ファイナンス・リース取引

###### ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

###### イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

##### ①現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

##### ②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

## 2. 重要な会計方針の変更等

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 会計方針の変更             | 該当事項ありません |
| (2) 表示方法の変更             | 該当事項ありません |
| (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更 | 該当事項ありません |

## 3. 重要な後発事象

該当事項ありません

## 4. 偶発債務

該当事項ありません

## 5. 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

②出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	6.5%
将来負担比率	41.6%

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 該当ありません

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費逡次繰越	225,821 千円
繰越明許費	988,207 千円

### (2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

事業用資産 52,515 千円

②地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 12,329,058 千円

(うち臨時財政対策債  
10,548,441 千円)

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	12,906,344 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,196,589 千円
将来負担額	27,731,129 千円
充当可能基金額	3,188,673 千円
特定財源見込額	2,936,703 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	16,728,571 千円
	(うち臨時財政対策債 10,548,441 千円)

④建物のうち、1,407,223 千円は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 △290,467 千円

②資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との内訳

<u>資金収支計算書の業務活動収支</u>	<u>445,462 千円</u>
減価償却費	△2,334,322 千円
徴収不能引当金繰入額	△19,029 千円
退職手当引当金の減少額	115,375 千円
賞与引当金の増減額	△10,669 千円
固定資産除却損	△6,033 千円
未収債権、未払債務等の増減額	183,643 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	416,382 千円
 <u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	 <u>△1,209,191 千円</u>

③一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	該当ありません

④重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

有形固定資産の除却

6,033 千円